

令和6年度 秋学期  
**授業料免除・授業料徴収猶予申請要項**  
【私費外国人留学生以外の大学院生 対象】

—はじめに—

- ◆公平・公正を期するため、授業料免除・徴収猶予の申請期限は厳守ください。いかなる理由があっても、申請期限後の申請は一切受け付けません。
- ◆授業料免除・授業料徴収猶予申請は、学期ごとの申請が必要です。今年度前学期・春学期分の減免等が本制度にて決定していた場合でも、後学期・秋学期分の授業料免除等を希望する場合は必ず申請してください。
- ◆授業料免除等申請後に不備、不足書類があった場合、書類の再提出を依頼することがあります。大学の指定する再提出期限を厳守してください。
- ◆授業料免除等申請の申請者は学生本人です。本学を卒業後、就労の場や生活の場では様々な手続きを自ら行うことが求められます。皆さんの自立性を促すため、本授業料免除等申請はご自身で行ってください。保護者等、学生の皆さん以外の人による提出、質問、お問い合わせは原則としてご遠慮いただきますよう、よろしくお願ひします。

－ 目 次 －

(1) 各制度の概要	・ · · 2
(2) 申請要件・選考基準	・ · · 3
ア. 授業料減免制度	・ · · 3
イ. 授業料徴収猶予制度	・ · · 6
(3) 申請手続	・ · · 7
(4) 選考結果の通知・授業料の納入	・ · · 9
(5) 免除・徴収猶予の取消	・ · · 9
(6) その他	・ · · 9
申請書類一覧	・ · · 10
Web 入力手引き	

<問合せ先・提出先>

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係

TEL 075 (724) 7143/7150 (土日及び祝日を除く 8:30~17:00)

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。上記からの連絡には応答するようにしてください。

## (1) 制度の概要

### ア. 授業料減免制度

本学の定める学業基準、家計基準等の要件を満たす人のうち、家計状況に応じて、授業料の「全額」、「2/3」又は「1/3」が免除されます。経済困窮度の高い人から優先し、予算の範囲内で授業料を減免しますので、要件を満たす人全員が授業料減免を受けられる訳ではありません。

### イ. 授業料徴収猶予制度

本学の定める家計基準等の要件を満たす人について、審査の結果、許可された場合、令和7年1月31日まで授業料の徴収が猶予されます。

※授業料減免制度と授業料徴収猶予制度の併願はできません。

## (2) 申請要件・選考基準

### ア. 授業料減免制度

#### 申請要件

次のいずれかに該当する人

- (1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる人
- (2) 令和6年4月以降（令和6年9月入学者は令和5年10月以降）に学生本人の学資を主として負担している人（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる人

ただし、次のいずれかに該当する人については、選考の対象となりません。

- ・令和6年度春学期分の授業料を滞納している人
- ・令和6年度秋学期分の授業料を既に納入している人
- ・令和6年度秋学期の途中から休学、復学又は退学する人

※学期途中から休学、復学又は退学する人は選考の対象となりませんので、それを踏まえて休学等の計画を立ててください。（申請後から減免決定までの間に休学等が決定した場合は、申請を取り下げたものとみなしますので、必ず学生支援・社会連携課経済支援係へその旨報告してください。）

- ・申請書類の提出後、大学から別途追加書類の提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかつた人

- ・在籍期間（休学期間を除く）が最短修業年限を超えている人

※ただし博士後期課程の学生については、指導教員からの事情書に基づき、修業年限経過後1年以内に学位取得の見込があると認められる場合は、1年を限度として免除の対象とする場合があります。

※このほか、病気、留学等特別な事由があると認められる場合は、免除の対象となる場合があるため、該当する場合は、事前に学生支援・社会連携課経済支援係までお問合せください。

- ・過去に本学において停学（3ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けた人
- ・過去に本学で入学料又は授業料が減免され、偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明し、免除が取り消された人
- ・過去に本学で授業料が減免され、著しい学業不振により免除が取り消された人

## 家計基準

申請者とその生計維持者（注）について、下記の＜収入基準＞、＜資産基準＞のいずれも満たすこと。

### （注）「生計維持者」の考え方について

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。

その他の主な事例における生計維持者の考え方は以下のとおりです。

主な事例	生計維持者
父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合（「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。）	父又は母（1名）
申請者が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合	父母（2名）
離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合（養子縁組の有無は問いません）	父又は母とその再婚相手（2名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合	父母以外の主たる支援者（1名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合	申請者（1名）
社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所している（いた）場合	申請者（1名）

生計維持者の考え方については下記 HP もご参考ください。

○日本学生支援機構 HP 「生計維持者について」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

ただし、大学院生等で、申請者又は配偶者の収入のみにより生計を立てている人は、要件を満たす場合に限り申請者を「独立生計者」とみなします。その場合の生計維持者の考え方は以下のとおりとします。

### 「独立生計者」の考え方について

〈独立生計者の要件〉

主として申請者（又はその配偶者）自身の生計を維持<sup>（注）</sup>し、以下①～③全てを満たすこと

①所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと

②父母（配偶者の父母を含む）と別居していること

③申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみません。

申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

〈独立生計者の生計維持者の考え方〉

- ・配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・申請者が配偶者を税扶養している場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・申請者が配偶者に税扶養されている場合 → 配偶者が生計維持者（1名）
- ・申請者及び配偶者が誰にも税扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（2名）

### 〈収入基準〉

申請者及び生計維持者（原則として父母）の市町村民税所得割の合算額により、下記のく授業料減免上限額表＞に基づき判定します。

〔 令和 6 年度春学期授業料免除においては、令和 5 年度所得割（2022 年分所得に係る課税）により判定  
令和 6 年度秋学期授業料免除においては、令和 6 年度所得割（2023 年分所得に係る課税）により判定 〕

【例】博士前期課程の申請者について、父（市町村民税所得割 150,000 円）、母（非課税）、申請者（非課税）の 3 人世帯の場合、申請者及び生計維持者の市町村民税所得割額を合算した額は 150,000 円となるため、授業料減免の上限額は「2/3 免除」となります。

### 〈授業料減免上限額表〉

申請者及びその生計維持者の 市町村民税所得割 <sup>(注1)</sup> を合算した額	世帯年収目安 <sup>(注2)</sup>	授業料減免上限額 <sup>(注3)</sup>	
		博士前期 課程	博士後期 課程
105,300 円未満	600 万円未満	全額免除	全額免除
105,300 円以上 154,500 円未満	600 万円以上 740 万円未満	2 / 3 免除	2 / 3 免除
154,500 円以上 229,350 円未満	740 万円以上 880 万円未満	1 / 3 免除	
229,350 円以上 304,200 円未満	880 万円以上 1020 万円未満	対象外	

(注1) 政令指定都市における市町村民税所得割については、政令指定都市以外の標準課税率(6%)に基づいた市町村民税所得割で判定します。(例: 京都市の場合課税率は8%のため、市民税所得割が60,000円の場合、政令都市以外の標準課税率に基づき判定した場合、 $60,000 \text{ 円} \times (6\% / 8\%) = 45,000 \text{ 円}$ となります。)

(注2) 父(給与所得者)、母(無職)、本人(19歳)、弟(高校生)の4人世帯を想定

(注3) 予算の範囲内で経済困窮度の高い人から優先して減免実施します。予算を上回る申請があった場合、学業基準・家計基準等の要件を満たしていても、授業料減免上限額の金額を下回る減免額となる場合や、授業料減免されない場合があります。

## —市町村民税所得割の確認方法—

市区町村にて発行される「市町村民税課税証明書」により確認可能です。

市・府民税課税証明書		政令指定都市以外の場合、市町村民税の所得割の金額を家計基準の判定に使用します													
納 税 義 務 者 住 所 氏 名															
記															
年度  平成31年度 (平成30年分所得)	所得の金額  0円		税額												
	収入金額  給 与 公的年金等		所得割額  0円	標準課税率 等割税率											
	0円		0円	年 税 額 0円											
所 得 の 金 額 の 内 部  総所得 ( 内給与 土地等事業収 分離短期課税 分離長期課税 株式等の譲渡 上場株配当等 先物取引所得		本 人 領 当  特別障害者 その他の障害者 寡婦 同居老親等 特別扶養 寡夫 勤労学生		扶 慰 課 税 同配 同配(老人) 同居老親等 老人扶養 特別扶養 16歳未満 その他扶養 同居等特別 配偶者等特別 配偶者 扶養 基礎		課 税 控 除 額  被扶養 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 地図保険料 障害学 配偶者等特別 配偶者 扶養 基礎 330,000円		課 税 基 準 額  被扶養 土地等事業収 分離短期課税 分離長期課税 株式等の譲渡 上場株配当等 先物取引所得 山林 退職 税 額 課 税 控 除 額  調整 配当 寄附金 住宅借特別 外国 配当性質割							
政令指定都市の場合、指定都市以外の標準課税率に基づいた市町村民税所得割の金額を家計基準の判定に使用します				(参考) 指定都市以外の標準課税率に基づいた市民税所得割額及び市民税控除額											
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">市 民 税</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">税額控除額 (市民税)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">所得割額 0円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">調整 寄附金 住宅借特別 その他 0円 0円 0円 0円</td> </tr> </table>						市 民 税	税額控除額 (市民税)	所得割額 0円		調整 寄附金 住宅借特別 その他 0円 0円 0円 0円	
市 民 税	税額控除額 (市民税)														
所得割額 0円															
調整 寄附金 住宅借特別 その他 0円 0円 0円 0円															
				上記のとおり証明します。											
				令和 年 月 日											
				京都市長											

#### ◆海外居住者等の所得判定について

生計維持者が海外に居住している場合等、日本国内で住民税が課税されていない場合は、生計維持者の所得証明書類等により判定します。海外居住者等の所得判定のための提出書類については、11 ページ「⑧海外居住者のための収入申告書及び添付書類」をご確認ください。

#### ◆家計急変者の所得判定について

下記の (A) ~ (E) のいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した場合、家計急変者として申請することができます。その場合、家計急変後の収入状況が申請時における最新の住民税情報に反映されないことを鑑み、当該家計急変した生計維持者については、申請時における収入から推算した年間所得額により判定します。家計急変者の所得判定のための提出書類については、10~12 ページ「⑨家計急変に関する申告書及び添付書類」をご確認ください。

- (A) 生計維持者が死亡
- (B) 生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
- (C) 生計維持者が失職した場合（非自発的失業\*に限る。）

(\* 非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由・コードのいずれかに該当する場合をいいます。雇用保険非加入の生計維持者（会社経営者等）の失職は該当しません。)

離職理由	コード
解雇（1B 及び 5E※に該当するものを除く）	1A (11)
天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	1B (12)
特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）	2A (21)
特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満等更新明示あり）	2B (22)
特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満等更新明示なし）	2C (23)
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	3A (31)
事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	3B (32)
正当な理由のある自己都合退職（3A、3B 又は 3D に該当するものを除く）	3C (33)
特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 6 カ月以上 12 カ月未満）	3D (34)

※ 「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

- (D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当

i ) 上記 (A) ~ (C) のいずれかに該当

ii ) 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事が発生

- (E) 本人が父母等による暴力等から非難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった場合

## ＜資産基準＞

申請者と生計維持者（2人）の資産額（※）の合計が**2,000万円未満**（生計維持者が1人のときは**1,250万円未満**）であること

※**資産**：現金や預貯金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、有価証券）の合計額。

土地等の不動産は含みません。なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

## 学業基準

2ページの申請資格「（2）学資負担者死亡又は風水害等被災」により申請する場合は、学業基準はありません。申請資格「（1）経済的理由」により申請する場合、以下の基準を満たすことが必要です。

（休学歴のある人は、実質相当年次に在籍するとみなします。）

### ◆入学学期

入学した人全員について、学業基準を満たしているものとします。

### ◆入学学期の次学期以降

加重平均点が75点以上（ただし、母子・父子世帯など、経済的困窮度が著しく高く特別な事情があると認められる場合は、70点以上）

## イ. 授業料徴収猶予制度

### 申請資格

次のいずれかに該当する人

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる人
- (2) 学資負担者が死亡又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる人
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる人

ただし、次のいずれかに該当する人については、選考の対象となりません。

- ・令和6年度春学期分の授業料を滞納している人
- ・令和6年度秋学期分の授業料を既に納入している人
- ・申請書類の提出後、大学から別途追加書類の提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人

### 家計基準

4ページの『授業料減免制度』の**家計基準**（収入基準）における**授業料減免上限額表**において授業料減免上限額が「全額免除」、「2/3免除」又は「1/3免除」に該当する人。

＜資産基準＞はありません。

## 学業基準

学業基準はありません。

### (3) 申請手続

申請には、「1.Web 入力」と「2.申請書類提出」の両方が必要です。必ず申請期間内に Web 入力と申請書類提出を完了してください。事情にかかるわらず期間後は申請できません。

#### <申請の流れ・提出期間>

各期限までに Web 入力完了後、申請書類提出まで完了させてください。

手順	期間	入力・受付時間	方法・受付場所
1. Web 入力 	9月2日（月） ～ 9月20日（金）	8:30～ 最終日 17:00※ ※日本時間 ※土日祝日入力可 ※先に Web 入学手続を完了させる必要があります。	Web 入力画面 <以下参照>
2. 申請書類提出		8:30～ <b>17:00【厳守】*</b> ※日本時間 ※土日祝を除く	学生支援・社会連携課経済支援係窓口（3号館1階） 持参 又は 郵送

#### 1. Web 入力

本要項の最終ページ以後の Web 入力手引きを参考のうえ情報を入力してください。Web 入力画面には学務課 HP（マイページ）、令和5年9月新入生は Web 入学手続サイトからアクセスしてください。（Web 入学手続サイトの URL は合格通知に同封されている書類にて確認してください。）

在学生：学務課 HP（マイページ）からアクセス（<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>）

令和6年9月新入生：合格通知に同封されている書類に記載の Web 入学手続サイト URL からアクセス

※入学料免除等と併せて申請される場合、同じ Web 入力画面から一度に申請することが可能です。

※令和6年9月に本学修士を卒業・修了し、令和6年9月に大学院へ進学する新入生は必ず Web 入学手続サイトからログインしてください。修士在籍時に利用していた ID・パスワードを利用して学務課 HP（マイページ）にログインし申請しないでください。

#### 注意事項

- 申請者側の PC・ネットワーク環境の不備により Web 入力が完了しなかった場合の責任は一切負いませんので、余裕をもって Web 入力を完了させてください。
- Web 入力はたとえ登録中でも締切時刻になれば申請システムは終了し、以後は登録できません。
- Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、令和6年9月30日（月）17:00までに学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

#### 2. 申請書類提出

Web 入力完了後、ダウンロードした申請書等を A4 サイズで印刷し、10 ページ～12 ページに記載の書類と併せて提出してください。

#### 注意事項

- web 入力のみでは申請は完了しません。必ず印刷した申請書類と併せて必要書類を提出してください。**
- 郵送により提出する場合は、必ず Web 入力期間内に書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。また、申請期間最終日の17時以降に届いた書類は受け付けられません。

- ・入学料免除等と併せて申請される場合、入学料免除等及び授業料免除等に共通する書類は1部のみご提出ください。

**<申請にあたっての注意事項>**

- ・学生は、申請書及び証明書類に記載された事項（収入の内容、家族構成等）に関連した家庭の状況を説明できるように準備しておいてください。
- ・申請期間は厳格に取り扱います。必ず期間内に提出してください。
- ・申請書類提出後に、申請理由等を明らかにするために照会や追加書類の提出を指示することがありますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。

## (4) 選考結果の通知・授業料の納入

### <選考結果の通知>

- ・通知予定日

申請制度	結果通知時期（注）
授業料減免制度	令和6年12月下旬頃
授業料徴収猶予制度	令和6年11月上旬頃

(注) 結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

- ・通知方法

学務課 HP からダウンロード

①結果通知期間中に学務課 HP (<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>) > 「マイページ」> 「各種申請」の「入学料・授業料免除等申請」> 「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

②①に加えて、免除判定結果が不許可又は一部免除の人は、上記ページの「授業料の納付方法の通知出力」から、納付方法についての通知をダウンロードし、納付額や納付期限を確認してください。

※授業料徴収猶予制度は①のみです。

### <授業料の納入>

- ・授業料免除申請、徴収猶予申請の結果が不許可となった人又は一部免除となった人は、授業料の全部又は一部を大学が指定する期日までに納入しなくてはいけません。口座振替利用者は、所定の日に授業料が引き落とされます。口座振替を利用していない人は、学生支援・社会連携課経済支援係まで振込用紙を受け取りに来てください。
- ・授業料免除、授業料徴収猶予を申請した人は、選考結果の通知があるまでは、授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、授業料を納入しないでください。口座振替利用者は、判定結果が出るまでの間、引き落としは停止されます。

## (5) 免除・徴収猶予の取消

下記のいずれかに該当する場合は、免除、徴収猶予の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された授業料（最大1年分）の全額を大学が指定する期日までに納入しなければいけません。

- ・偽りその他不正の手段により免除を受けたことが判明したとき
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないと認められるとき
- ・退学又は停学（3ヶ月以上又は期限の定めのないもの）の懲戒処分を受けたとき

## (6) その他

- ・授業料減免に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的に確認するようにしてください。（学生情報ポータル [https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead\\_portal/](https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/)）
- ・授業料減免申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡をすることがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

## 申請書類一覧

下記の申請区分に応じ、必要書類を提出してください。

※マイナンバーの提出は不要です。各書類は、マイナンバーが掲載されていないものを提出してください。

免除：授業料減免申請 猶予：授業料徴収猶予申請

申請区分		申請書類	Web 出力	対象者
免除	猶予			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①入学料免除（徴収猶予）・授業料免除（徴収猶予） 申請書類チェック票【指定様式】	<input type="radio"/>	申請者 全員
<input type="radio"/>		②授業料免除申請書【指定様式】	<input type="radio"/>	
	<input type="radio"/>	③授業料徴収猶予申請書【指定様式】	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	④申請者及び生計維持者に係る申告書	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤-1 申請者の令和6年度課税証明書又は非課税証明書		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤-2 生計維持者1の令和6年度課税証明書又は非課税証明書		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑤-3 生計維持者2の令和6年度課税証明書又は非課税証明書		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	生活保護世帯であることを証明する書類		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	障がい者であることを証明する書類		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	被爆者の子であることを証明する書類		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑥ひとり親世帯を証明する書類（いずれか一つ）【注1】 ・戸籍謄本（抄本）      ・児童扶養手当受給証明書（写） ・住民票（死亡日記載）    ・遺族年金振込通知（写） ・離婚調停中の場合、裁判所による係属証明書等、離婚調停中であることを証明する書類		該当者の のみ
		※下記提出書類に係る注意事項の⑥を確認してください。		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑦-1 独立生計者の収入・支出申告書【指定様式】	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑦-2 独立生計者であることを証明する書類 下記（1）～（2）の書類の提出が必要です。 (1) 申請者（及び配偶者）が被保険者である健康保険証の写し 又は 申請者（及び配偶者）が世帯主である国民健康保険証の写し (2) 申請者の世帯の住民票（申請者及び配偶者が記載されており、申請 者又は配偶者が世帯主であることが確認できるもの。） ※下記提出書類に係る注意事項の⑦を確認してください。		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑧海外居住者の収入を証明する書類 ※下記提出書類に係る注意事項の⑦を確認してください。		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑨-1 家計の急変に係る申告書【指定様式】	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑨-2 家計急変に係る各種書類 ※下記提出書類に係る注意事項の⑧を確認してください。		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑩-1 学資負担者の死亡を証明する書類		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	⑩-2 罹災の事実を証明する書類 ※下記提出書類に係る注意事項の⑨を確認してください。		

上記書類の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。

### 申請書類の配付

申請要項・申請書類は学生情報ポータル及び本学ホームページから各自でプリントアウトするか、学生支援・社会連携課事務室前にも配架しますので、ご希望の方法で入手してください。

学生情報ポータル ([https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead\\_portal/](https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/))

本学ホームページ ([https://www.kit.ac.jp/campus\\_index/life\\_fee/koukijyugyoryo\\_in/](https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/koukijyugyoryo_in/))

## 提出書類に係る注意事項

### ④申請者及び生計維持者に係る申告書

令和 6 年 10 月 1 日時点の状況（見込み）における申請者（本人）、生計維持者の収入等に関する情報をご記入ください。（生計維持者の考え方については 3 ページをご確認ください。）

### ⑤申請者及び生計維持者の令和 6 年度課税証明書又は非課税証明書

「市町村民税所得割」の記載された、令和 6 年度課税証明書（令和 5 年 1 月～12 月分の所得に係る証明書）を取得してください。令和 6 年度住民税が課税されていない人は、課税証明書に代えて非課税証明書を提出してください。（父母がいる世帯の場合、本人、父、母の 3 人の課税証明書又は非課税証明書が必要です。）

### ⑥ひとり親世帯を証明する書類《該当者のみ》

生計維持者が父又は母のみの場合、下記のいずれかの書類を提出してください。

【注 1】ただし、「④申請者及び生計維持者の令和 5 年度課税証明書」で「寡婦（夫）・ひとり親控除」の適用が確認できる場合、書類は提出不要です。

### ⑦独立生計者に係る書類《該当者のみ》

独立生計者として申請する場合、書類を提出してください。

ただし、提出された申請者（又はその配偶者）の課税証明書等を確認した結果、申請者（又はその配偶者）が各々の父母の扶養に入っている可能性があると疑われる場合には、申請者（又はその配偶者）の父母の源泉徴収票の写し等、別途追加書類の提出を求めることがあります。（※独立生計者の要件は 3 ページ参照。）

また、申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

### ⑧海外居住者のための収入申告書及び添付書類《該当者のみ》

令和 6 年 1 月 1 日時点で生計維持者が海外に居住している場合、生計維持者の所得証明書類や世帯状況に関する証明書類の提出が必要です。該当者は、事前に学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。個別に必要書類を連絡します。

### ⑨家計急変に関する申告書及び添付書類《該当者のみ》

《全員提出》 「家計の急変に係る申告書」

《該当事由に応じて提出する書類》

該当事由	提出書類
A.生計維持者が死亡	提出書類不要
B.生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難	下記（1）及び（2）の書類の提出が必要です。 (1) 医師による診断書 ※「半年以上就労困難である旨」「就労困難となった期間の始期」が明記されているものを提出してください。 (2) 雇用主による休暇（休職）に係る証明書 ※「当該休職の期間」「当該期間中の給与支給（見込）額」の記載があるものを提出してください。（自営業者等の場合は提出不要）
C.生計維持者が失職（「非自発的失業」に限る）	下記（1）及び（2）の書類の提出が必要です。 (1) 雇用保険被保険者離職票（写し）又は雇用保険受給資格者証（写し） (2) 家計急変が発生した日の属する月分から令和 6 年 9 月までの所得が分かる書類（家計急変事由発生後再就職し、課税所得がある人のみ） ◇給与所得者 給与明細（コピー）：最大直近 12 ヶ月分 ◇自営業者 「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書〔様式 12〕」：最大直近 12 ヶ月分 例）令和 6 年 4 月に家計急変した場合

	<p>→令和6年4月～令和6年9月分の給与明細書又は帳簿 令和5年6月に家計急変した場合 →令和5年10月～令和6年9月分の給与明細書又は帳簿</p>
D.生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A.～C.のいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	<p>下記(1)～(3)全ての書類の提出が必要です。</p> <p>(1) 罹災証明書 (2) 上記A.～C.に示す書類（被災等により、上記A.～C.のいずれかに該当する場合のみ） (3) 家計急変が発生した日の属する月分から令和6年9月までの所得が分かる書類（家計急変事由発生後も、課税所得がある人のみ）</p> <p>◇給与所得者 <u>給与明細（コピー）：最大直近12ヶ月分</u></p> <p>◇自営業者 <u>「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書〔様式12〕」：最大直近12ヶ月分</u></p> <p>例) 令和6年4月に家計急変した場合 →令和6年4月～令和6年9月分の給与明細書又は帳簿 令和5年6月に家計急変した場合 →令和5年10月～令和6年9月分の給与明細書又は帳簿</p>

上記書類の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。（※家計急変の考え方は5ページ参照。）

#### ⑩死亡の証明書類、罹災証明書《該当者のみ》

申請理由により、下記の書類を提出してください。

申請理由	必要となる証明書類（コピー可）
令和6年4月以降（令和6年9月入学者は令和5年10月以降）に学資負担者が死亡したことにより申請する人	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本）　　・住民票（死亡日記載） ・死亡診断書（写）　　・埋葬許可書（写）
令和6年4月以降（令和6年9月入学者は令和5年10月以降）に本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより申請する人	罹災証明書

秋学期用（留学生・大学院生）

国立大学法人 京都工芸纖維大学

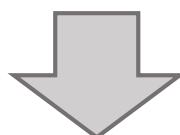
# Web入力手引き Web input guide

# 目次 Table of Contents

<b>1.Web入力画面アクセス方法</b>	
How to access the Web Entry Screen .....	3
<b>        1-1.新入生（9月入学予定者）</b>	
New students (who will enter in September) .....	4
<b>        1-2.在学生</b>	
Current students .....	5
<b>2.Web入力方法</b>	
Web input method .....	6
<b>        2-1.留学生以外の方</b>	
Non-International Students .....	7
<b>        2-2.留学生</b>	
International students .....	13
<b>3.申請書類の提出</b>	
Document submission .....	19
<b>4.提出先・問合せ窓口</b>	
Submission place of application・Inquiries about Applications .....	20

# 1.Web入力画面アクセス方法 How to access the Web Entry Screen

新入生（9月入学予定者）  
New students  
(who will enter in September)

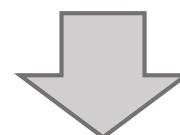


Web入学手続サイト  
Registration procedures website



4ページへ  
Go to page 4

在学生  
Current students



学務課HP（マイページ）  
GAKUMUKA website (My Page)



5ページへ  
Go to page 5

# 1.Web入力画面アクセス方法

## 1-1.新入生（9月入学予定者） New students (who will enter in September)

### ①Web入学手続サイトにログイン Registration procedures website

合格通知に同封されている書類（入学手續について）に記載のURLにアクセス、学区分・入試区分を選択し、ID・パスワードを入力のうえログイン。

※新入生（9月入学予定者）は学務課HP（マイページ）から申請しないでください。

\*New students (those scheduled to enroll in September) should not log in from the GAKUMUKA HP (My Page).

※ID・パスワード等を忘れた場合は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

※If you forget your ID or password, please contact with the Financial Support Section, Student Support and Community Outreach Office (shogaku@jim.kit.ac.jp) by email.

### ②Web入力画面に移行 Moved to Web input screen

「入学手続き入力内容確認」画面の上部「[●●年度●学期] 入学校料免除・入学校料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予申請を行う」のリンクをクリックし免除等申請が行えるWeb入力画面に移行。

Click the link " [●●年度●学期] 入学校料免除・入学校料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予申請を行う" at the top of the "入学手続き入力内容確認" screen to move to the Web input screen where you can apply for exemption, etc.



6ページへ  
Go to page 6

# 1.Web入力画面アクセス方法

## 1-2.在学生 Current students

### ①学務課HP（マイページ）のログイン Log in to GAKUMUKA website (My Page)

URLにアクセスし、ユーザー名・パスワードを入力のうえログイン。

Access to the URL, below enter your username and password, and log in.

<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>

令和6年9月に本学修士を修了し、令和6年9月に大学院へ進学する新入生は必ずWeb入学手続サイトからログインしてください。(学務課HP（マイページ）から申請しないでください。)

New students who will complete their master's degree in September 2024 and enter the graduate school in September 2024 must log in from the Registration procedures website. (Please do not apply on the GAKUMUKA homepage (My Page).)

### ② Web入力画面に移行 Moved to Web input screen

1 マイページ

2 各種申請



3 各種申請



6ページへ  
Go to page 6

## 2.Web入力方法 Web input method

留学生以外の方

Non-International Students



留学生の方

International students



7ページへ  
Go to page 7



13ページへ  
Go to page 13

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-1. 留学生以外の方 Non-International Students

#### ①申請種別の選択 & 同意

学生ポータル > 各種申請 > 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。

種別	申請期間	申請状況	-
入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●●(●) ●時 ～●●/●●/●●(●) ●時	未申請 1	<b>申請する</b>

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください。

種別	申請期間	申請状況	-
入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●●(●) ●時 ～●●/●●/●●(●) ●時	未申請	<b>申請する</b>

免除等結果通知

詳細確認

手順

- ①申請するをクリックします。
- ②内容を確認し、チェックします。



授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報

種別	[●●.年度●学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予
申請期間	●●/●●/●●(●) ●時～●●/●●/●●(●) ●時
申請状況	未申請

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

・申請期限は厳格に取り扱われ、「知らなかつた」「気づかなかつた」「忙しかつた」など、大学側の責によらない理由による申請期限後の申請は一切できかしいことを理解しています。  
・申請者は私であり、私本人が申請内容を理解し、自ら申請手続きを行うこと、また、質問、問い合わせについても、原則として私自らが行う必要があることを理解しています。  
・本申請の入力事項は事実と相違はなく、万が一入力事項に事実と相違があつた場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを理解しています。  
・Web登録のみでは申請は完了しないことを理解しており、期限までに必要書類を提出しない場合、申請は無効となることを理解しています。  
・申請後に不備、不足書類があり、書類の追加提出を大学から求められた場合、大学の指定する提出期限を厳守し、期限を守らなかつた場合は、審査の対象外となる場合があることを理解しています。

**2**  申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。



8ページへ  
Go to page 8

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-1. 留学生以外の方 Non-International Students

#### ②申請情報の入力

1

##### 申請入力情報

###### 1. 申請区分を選択してください。\*

1

- 授業料免除のみ申請
- 授業料徴収猶予のみ申請
- 入学料免除のみ申請
- 入学料徴収猶予のみ申請
- 入学料免除+授業料免除
- 入学料免除+授業料徴収猶予
- 入学料徴収猶予+授業料免除
- 入学料徴収猶予+授業料徴収猶予

###### 2. 申請理由を入力してください。\*

申請するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を具体的に入力して下さい。入力内容が少なく、免除・猶予が必要と判断できない内容の場合、免除・猶予を受けられない場合があります。

###### 3. ●●年●月●日以降（新入生は●●年●月1日以降）に、学生本人の学資を主として負担している人（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、授業料（入学料）の納付が著しく困難である状況に該当しますか。\*

- 該当する
- 該当しない

###### 4. ●●年●月1日以降（新入生は●●年●月1日以降）に、学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難である状況に該当しますか。\*

- 該当する
- 該当しない

一時保存

###### 5. あなたの世帯は生活保護世帯に該当しますか。\*

- 該当する
- 該当しない

###### 6. あなたは障がい者に該当しますか。\*

該当する場合は、障がい者であることの証明書の提出が必要です。

- 該当する
- 該当しない

###### 7. あなたは原子爆弾による被爆者の子に該当しますか。\*

- 該当する
- 該当しない

###### 8. あなたの世帯はひとり親世帯に該当しますか。\*

3

ひとり親世帯とは、父子世帯・母子世帯のほか、父母と死別し、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合をいいます。該当する場合、ひとり親世帯であることの証明書の提出が必要です。

- 該当する
- 該当しない

一時保存

手順

① 1.-8.の設問に回答します。

補足

① 新生（9月入学者）のうち、Web入学手続き時に「入学料免除または入学料徴収猶予を申請する」を選択回答した方は、必ずここで入学料免除または入学料徴収猶予を含む申請区分を選択してください。ここでの手続き（Web入力及び書類提出）が、入学料免除または入学料徴収猶予の本申請にあたります。

**本申請を行わない場合、入学料免除または入学料徴収猶予の審査対象となりません。**

② 入学料が含まれる選択肢は、入学学期のみ表示されます。

③ ひとり親世帯に該当するを選択した場合、ひとり親世帯を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項P.10、11を確認してください。



9ページへ  
Go to page 9

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-1. 留学生以外の方 Non-International Students

#### ②申請情報の入力

1

9-1. あなたは独立生計者に該当し、独立生計者として申請しますか。\*

独立生計者とは、主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下全てを満たす人です。独立生計者として申請する場合、その事実を証明する書類を提出する必要があります。詳細は申請要項を確認してください。  
・所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと  
・父母（配偶者の父母を含む）と別居していること  
・申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること  
(注) 申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなしません。

- 独立生計者として申請する  
 独立生計者として申請しない

1 2

9-2. 配偶者はいますか。\*

9-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

- 有  無

9-3. 所得税法上の扶養状況について、いずれか1つを選択してください。\*

9-2. で「有」を選択した場合に回答してください。

- あなたが配偶者を所得税法上扶養している  
 配偶者があなたを所得税法上扶養している  
 あなた及び配偶者ともに所得税法上の被扶養者となっていない

9-4. 申請者の1ヶ月平均の収入及び支出を入力してください。\*

3

9-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

収入の合計は支出の合計と一致させてください。

収入	支出
家族からの支援	住居費
支援者からの援助	光熱水道代
自分の預貯金	食費
定期収入	勉学費（書籍・文具・実習費）
アルバイト収入	衣服・日用品費
奨学金	交通費
その他	医療費
具体的な内容 : <input type="text"/>	次学期授業料積立
	貯金
	その他
	具体的な内容 : <input type="text"/>
■収入合計	0円
■支出合計	0円

手順

① 9の設問に回答します。

補足

① 「独立生計者の考え方」を確認し、要件を満たす場合に限り独立生計者として申請してください。

② 独立生計者として申請するを選択した場合、独立生計を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項P10、11を確認してください。

③ 配偶者の収入は「具体的な内容（配偶者の収入）」として入力してください。

#### 「独立生計者」の考え方について

##### 〈独立生計者の要件〉

主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下①～③全てを満たすこと

① 所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと

② 父母（配偶者の父母を含む）と別居していること

③ 申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなせません。

申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

##### 〈独立生計者の生計維持者の考え方〉

・配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（1名）

・配偶者が申請者の税法上の扶養親族である場合 → 申請者が生計維持者（1名）

・申請者が配偶者の税法上の扶養親族である場合 → 配偶者が生計維持者（1名）

・申請者及び配偶者が誰にも税扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（2名）

10ページへ

Go to page 10

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-1. 留学生以外の方 Non-International Students

#### ②申請情報の入力

1

##### 10. 生計維持者を登録してください。\*

生計維持者の考え方方は下記のとおりです。詳細は申請要項を確認してください。

- ・父母がいる場合、収入の有無にかかわらず、原則として父母（2名）
  - ・父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合、父又は母（1名）
  - ・父母と死別し、申請者が祖父母、おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合、主たる支援者（1名）
- 上記にかかわらず、独立生計者の場合は下記のとおりです。
- ・独立生計者に該当し、配偶者がいない場合、申請者（1名）
  - ・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合、申請者（1名）
  - ・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養されている場合、配偶者（1名）
  - ・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合、申請者及び配偶者（2名）

生計維持者 1

1

申請者が生計維持者に該当する場合は、「申請者を生計維持者1とする」にチェックしてください。申請者が生計維持者に該当する場合は、下記に該当する場合です。

- ・独立生計者に該当し、配偶者がいない場合
- ・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合
- ・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養されている場合
- ・独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合

申請者を生計維持者1とする

氏名 :

フリガナ :

続柄 : 父 母 配偶者 本人 その他 (  )

生年月日 :

現住所 :

生計維持者 2

氏名 :

フリガナ :

続柄 : 父 母 配偶者 本人 その他 (  )

生年月日 :

現住所 :

手順

1 10の設問に回答します。

補足

1 8.の質問でひとり親世帯に「該当する」を選択した場合は、**生計維持者1のみが表示されます。**



## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-1. 留学生以外の方 Non-International Students

#### ②申請情報の入力

1

11. 申請者、生計維持者1、2について、次の項目を入力してください。

11-1. ●● 年1月1日時点で、日本国内に住民登録はありますか。\*

なしを選択した場合、別途書類の提出が必要です。詳細は学生支援・社会連携課経済支援係までお問い合わせください。

申請者( ) : ○あり ○なし

生計維持者1( ) : ○あり ○なし

生計維持者2( ) : ○あり ○なし

11-2. 家計急変者に該当し、家計急変者として申請しますか。\*

1

「家計急変者」とは、令和5年1月以降に次のA～Eのいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した人をいいます。詳細は申請要項をご確認してください。

A.生計維持者が死亡

B.生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合

C.生計維持者が失職した場合（非自動的失業に限る。）

D.生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当

i) 上記A～Cのいずれかに該当

ii) 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

E.申請者が父母等による暴力等から避難するため、保護施設等へ入所等することになった

家計急変者として申請する場合、家計急変を証明する書類の提出が必要です。詳細は申請要項をご確認ください。

申請者( ) :  家計急変者として申請する  家計急変者として申請しない

生計維持者1( ) :  家計急変者として申請する  家計急変者として申請しない

生計維持者2( ) :  家計急変者として申請する  家計急変者として申請しない

11-3. 該当する家計急変の事由を選択してください。\*

11-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者( ) :

生計維持者1( ) :

生計維持者2( ) :

11-4. 家計急変の事由が発生した年月を入力してください。\*

11-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者( ) : 20  年  月

生計維持者1( ) : 20  年  月

生計維持者2( ) : 20  年  月

11-5. 事由発生前の就労状況について該当するものを選択してください。\*

11-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者( ) : ○被雇用者 ○事業主 ○その他 (  )

生計維持者1( ) : ○被雇用者 ○事業主 ○その他 (  )

生計維持者2( ) : ○被雇用者 ○事業主 ○その他 (  )

11-6. 就労保険加入状況について該当するものを選択してください。\*

11-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者( ) : ○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

生計維持者1( ) : ○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

生計維持者2( ) : ○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

手順

① 11の設問に回答します。

補足

① 家計急変者の詳細は申請要項P.5をご確認ください。家計急変者として申請する場合は、該当事由に応じて申請要項P.11、12に記載の必要書類を提出する必要があります。

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-1. 留学生以外の方 Non-International Students

#### ②申請情報の入力

1

11-7. 事由発生直前から申出時点までの就労の状況を詳しく入力してください。\*

11-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者( ) :

生計維持者1( ) :

生計維持者2( ) :

11-8. 災害の内容を選択してください。\*

11-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者( ) :

生計維持者1( ) :

生計維持者2( ) :

11-9. 申込時点での状況を選択してください。\*

11-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者( ) :

生計維持者1( ) :

生計維持者2( ) :

11-10. 就労困難な理由を選択してください。\*

11-9. で「被災により就労困難」を選択した場合に回答してください。

申請者( ) :

生計維持者1( ) :

生計維持者2( ) :

11-11. 4月1日現在の資産額はいくらですか。\*

資産とは、現金や預貯金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、有価証券を含む）の合計額を言います。土地等の不動産は含みません。

申請者( ) : [ ] 万円

生計維持者1( ) : [ ] 万円

生計維持者2( ) : [ ] 万円

合計 0万円

1

一時保存

入力内容確認

手順

① 11の設問に回答します。

補足

① 「一時保存」では登録が完了しません。必ずWeb入力期限までに「入力内容確認」→「登録」まで行ってください。

18ページへ  
Go to page 18

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-2. 留学生の方 International students

#### ①申請種別の選択 & 同意 Select & agree on application type

学生ポータル > 各種申請 > 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。

種別	申請期間	申請状況	-
入学科免除・入学科徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●●(●) ●時 ～●●/●●/●●(●) ●時	未申請	<b>申請する</b>

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください。

種別	申請期間	申請状況	-
入学科免除・入学科徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●●(●) ●時 ～●●/●●/●●(●) ●時	未申請	<b>申請する</b>

免除等結果通知

詳細確認

手順

①申請するをクリックします。  
Click on “申請する”.

②内容を確認し、チェックします。  
Review and check the contents.



申請対象情報

種別	[●● 年度●学期] 入学科免除・入学科徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予
申請状況	未申請

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

・申請期限は厳格に取り扱われ、申請期限後の申請は一切できないことを理解しています。  
・申請者は私であり、私本人が申請内容を理解し、自ら申請手続きを行うこと、また、質問、問い合わせについても、原則として私自らが行う必要があることを理解しています。  
・本申請の入力事項は事実と相違ではなく、万が一入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを理解しています。  
・Web登録のみでは申請は完了しないことを理解しており、期限までに必要書類を提出しない場合、申請は無効となることを理解しています。  
・申請後に不備、不足書類があり、書類の追加提出を大学から求められた場合、大学の指定する提出期限を遵守し、期限を守らなかつた場合は、審査の対象外となる場合があることを理解しています。

In making my application, I have reviewed and understand the following.

- I understand that application deadlines are handled strictly and that no applications can be submitted after the deadline.
- I understand that I am the applicant, that I must understand the contents of the application and carry out the application procedures on my own, and that I must, in principle, handle all questions and inquiries on my own.
- I understand that the information entered in this application is not contrary to the facts, and that in the unlikely event that the information entered is contrary to the facts, my accreditation may be revoked, my exemption may be terminated, and I may be required to pay the amount of the exemption granted by the university.
- I understand that web registration alone will not complete my application and that failure to submit the required documents by the deadline will invalidate my application.
- I understand that if I am asked by the university to submit additional documents due to incomplete or missing documents after the application has been submitted, I must strictly adhere to the submission deadline specified by the university, and that failure to meet the deadline may result in my application not being considered.

2



□申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。

In applying, I confirm and agree the above matters.



14ページへ  
Go to page 14

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-2. 留学生の方 International students

#### ②申請情報の入力 Entering Application Information

1

##### 申請入力情報

1. 申請区分を選択してください。 / Please select the system you applying for.\*

1

- 入学料免除のみ申請 / Registration fee Exemption
- 入学料徴収猶予のみ申請 / Registration fee Payment Postponement
- 入学料免除+授業料免除 / Registration fee Exemption +Tuition Exemption
- 入学料免除+授業料徴収猶予 / Registration fee Exemption +Tuition Payment Postponement
- 入学料徴収猶予+授業料免除 / Registration fee Payment Postponement +Tuition Exemption
- 入学料徴収猶予+授業料徴収猶予 / Registration fee Payment Postponement +Tuition Payment Postponement
- 授業料免除のみ申請 / Tuition Exemption
- 授業料徴収猶予のみ申請 / Tuition Payment Postponement

2

2. 申請理由を入力してください。 / Please enter the reason for your application.\*

申請するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を具体的に入力して下さい。入力内容が少なく、免除等が必要と判断できない内容の場合、判定を受けられない場合があります。

Please describe in detail the family circumstances that led to your application and any other circumstances that require special explanation. If the input contents are too small to be judged as requiring exemption, etc., the judgment may not be accepted.

3. 在留資格は留学ですか / Is your resident status "student"? \*

- 留学です / My resident status is "student"
- 留学の資格を取得予定です / I will obtain "student" status
- 留学ではありません / My resident status is not "student"

4. ●●年●月1日以降（新入生は●●年●月1日以降）に、学生本人の学費を主として負担している人（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、授業料（入学料）の納付が著しく困難である状況に該当しますか。 / Did your main school expense provider passed away in October ●● (●●, ●● for new students) or later? \*

- 該当する / Yes
- 該当しない / No

5. ●●年●月1日以降（新入生は●●年●月1日以降）に、学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難である状況に該当しますか。 / Did you or your main school expense provider has suffered damage caused by a storm, flood, other calamity on ●●, ●● (●●, ●● for new students) or later? \*

- 該当する / Yes
- 該当しない / No

6. 奨学金を受けていますか。 / Are you now receiving, or will you receive a scholarship? \*

- 受けている / Yes, I currently receive a scholarship.
- 受ける予定である / Yes, I expect to receive a scholarship.
- 受ける予定はない / No, I will not receive a scholarship.

奨学金情報を入力してください。（複数ある場合は、すべて入力してください。）  
Please enter your scholarship information.

奨学団体名 / Scholarship organization :	<input type="text"/>
受給額 / Amount received	: 月額 <input type="text"/> 円 (yen per month) / 年額 <input type="text"/> 円 (yen per year)
受給期間 / Receiving period	: <input type="text"/> 年 (year) <input type="text"/> 月 (month) ~ <input type="text"/> 年 (year) <input type="text"/> 月 (month)
受給決定日 Scholarship decision date	: <input type="text"/> 年 (year) <input type="text"/> 月 (month)

続けて入力する / Add scholarship information

補足

②新入生（9月入学者）は、入試出願時に入学学期分の授業料免除申請の受付は終了していますので、今回の授業料免除は申請できません。

New students (September enrollment) cannot apply for tuition exemption this time because the application for tuition exemption for the entrance semester has already been accepted at the time of application for entrance examination.

手順

①1.-6.の設問に回答します。  
Answer questions 1.-6.

補足

①新入生（9月入学者）のうち、Web入学手続時に「入学料免除または入学料徴収猶予を申請する」を選択回答した方は、必ずここで入学料免除または入学料徴収猶予を含む申請区分を選択してください。ここで手手続き（Web入力及び書類提出）が、入学料免除または入学料徴収猶予の本申請にあたります。

**本申請を行わない場合、入学料免除または入学料徴収猶予の審査対象となりません。**

Among the applicants who New students (September enrollment), those who selected "入学料免除または入学料徴収猶予を申請する" at the time of the online registration procedure must select the application category including the Registration fee Exemption or Registration fee Postponement here. This procedure (web Input and Document submission) is the final application for the Registration fee Exemption or Postponement of registration fee collection.

**If you do not submit a final application, you will not be considered for the exemption or postponement of registration fee.**



15ページへ  
Go to page 15

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-2. 留学生の方 International students

#### ②申請情報の入力 Entering Application Information

1

7. あなたは障がい者に該当しますか。 / Do you have a disability? \*

該当する場合は、障がい者であることの証明書の提出が必要です。  
If applicable, a certificate of disability must be submitted.

該当する / Yes  
 該当しない / No

8. 配偶者はいますか。 / Do you have a spouse? \*

いる / Yes  
 いない / No

氏名 / Name :   
生年月日 / Date of birth :   
現住所 / Current Address :   
職業・大学名等 (何をしているか)  
Occupation/Name of University (and what he/she does) :   
障がい者に該当しますか / Does he/she live with a disability? :  該当しない / No

9. 子はいますか / Do you have children? \*

いる / Yes  
 いない / No

子供の人数 :

氏名 / Name :   
生年月日 / Date of birth :   
現住所 / Current Address :   
職業・大学名等 (何をしているか)  
Occupation/Name of University (and what he/she does) :   
障がい者に該当しますか / Does he/she live with a disability? :  該当しない / No

手順

① 7.-9.の設問に回答します。  
Answer questions 7.-9.

補足

① 該当する場合は別途書類を提出する必要があります。  
Separate documentation must be submitted if applicable.

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-2. 留学生の方 International students

#### ②申請情報の入力 Entering Application Information

1

10. ●●年●月～●●年●月までの収入及び支出の1ヶ月平均の予定を入力してください。 / Please enter estimated monthly average of income and expenses for the period ●●月～●●月\*

1ヶ月平均の計算方法は申請要項を確認してください。収入は、あなたと配偶者の内訳金額を入力してください。支出は、あなたの配偶者や子の支出も含めて入力してください。また、申請時点を受給の決定していない奨学金は含めないこと。  
正確に申請してください。偽りその他の不正の手段により免除を受けたことが判明したときは、免除の決定後でも許可を取り消します。許可を取り消された場合、減免された授業料（最大1年分）の全額を納入しなければなりません。  
Please check the application guidelines for how to calculate the average income per month. For income, please enter the breakdown amount of you and your spouse. For expenses, please include the expenses of your spouse and children. Do not include any scholarships that have not yet been awarded at the time of application.  
Be sure to report honestly. If your tuition payment exemption is found to contain false information or employ wrongful means, we will revoke the approval and you will have to pay the full amount of the reduced tuition (up to one year).

【収入】 Income

申請者 Applicant	配偶者 Spouse
アルバイト・給与収入 Part-time job/Job <b>1</b>	<input type="text"/> 円 (yen)
奨学金 ※申請時点で受給の決定していない奨学金は含めないこと Scholarship Do not include scholarships that have not been decided at the time of application	<input type="text"/> 円 (yen) 奨学会名称 / Name of scholarship : <input type="text"/>
<input type="text"/> 円 (yen)	<input type="text"/> 円 (yen)
夫/妻/兄(姉)/弟(妹)/父/母の援助 Support from husband/wife/older(younger) sibling/father/mother	<input type="text"/> 円 (yen)
自国外からの送金 Money sent from your country	<input type="text"/> 円 (yen)
保証人/友人からの援助 Support from guarantor/friends	<input type="text"/> 円 (yen)
貯金の取崩し Withdrawals from savings accounts	<input type="text"/> 円 (yen) 具体的な内容 : <input type="text"/>
その他 Other	<input type="text"/> 円 (yen) <input type="text"/> 円 (yen)
■収入合計	0円 (yen)

【支出（授業料は含めない）】 Expenditures (Excluding tuition)

食費 Food expenses	<input type="text"/> 円 (yen)
住居費（光熱水費含む） Housing costs(including utility costs)	<input type="text"/> 円 (yen)
衣服・日用品費 Clothing and daily necessary costs	<input type="text"/> 円 (yen)
交通費 Transportation costs	<input type="text"/> 円 (yen)
勉学費 Study Costs	<input type="text"/> 円 (yen)
医療費 Medical expenses	<input type="text"/> 円 (yen) 具体的な内容 : <input type="text"/>
その他 Other	<input type="text"/> 円 (yen)
■支出合計	0円 (yen)

手順

① 10.の設問に回答します。  
Answer questions 10.

補足

① アルバイト・給与収入がある場合、証明書類を提出する必要があります。

金額は証明書類の一ヶ月平均と一致させてください。

If you have part-time/payroll income, you must provide proof of income.

The amount must match the monthly average of the certified documents

## 2.Web入力方法 Web input method

### 2-2. 留学生の方 International students

#### ②申請情報の入力 Entering Application Information

1

11. 4月1日 現在の資産額はいくらですか。 / Report on your and your spouse's assets as of April 1, 2023. \*

資産とは、現金や預貯金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、有価証券を含む）の合計額を指します。土地等の不動産は含みません。  
Assets refer to the total amount of cash, savings, and similar items (including gold, silver, and other securities held as investment assets). It does not include real estate such as land.

申請者 Applicant :  万円

配偶者 Spouse :  万円

合計 0 万円

一時保存

1

入力内容確認

手順

① 11.の設問に回答します。  
Answer questions 11.

補足

①「一時保存」では登録が完了しません。必ずWeb入力期限までに「入力内容確認」→「登録」まで行ってください。

Registration is not completed after “一時保存”. Please be sure to complete the process from “入力内容確認” to “登録” by the deadline for web input.



18ページへ  
Go to page 18

## 2.Web入力方法 Web input method

### ③申請入力内容の確認 Confirmation of application entry details

京都工芸繊維大学 学務課  
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

授業料免除申請 入力内容確認

閉じる

入力は以上です。  
あなたの入力した内容は以下のとおりです。  
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。  
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

Your answer is as follows.  
If you are satisfied with the results, please click the "Register" button below. Once you have completed your registration, you cannot make any corrections from the web screen.  
If you want to correct your answer, please click the "Correct" button.

**申請対象情報**

種別	[●●.年度●学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

□同意する / Agree

1 訂正 登録

portal.student.kit.ac.jp の内容

入力した内容で登録を完了します。  
処理を続行しますか？

I would like to complete my registration with the current information.  
This is final. Are you sure?

OK キャンセル

2

#### 手順

① 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。  
(登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください)  
Review the contents, check the Agree box, and click 登録.(Please note that once registration is complete, you will not be able to make any corrections.)

② 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。  
Click "OK" to complete the web entry.

登録完了

Web登録を完了しました。  
まだ申請は完了していません。  
続けて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。

You have completed the web registration.  
Your application is not yet complete.  
Please print out the application documents and submit them to the designated place by the deadline.

OK



19ページへ  
Go to page 19

### 3.申請書類の提出 Document submission

#### ①申請書類等出力方法 How to Output Application Documents, etc.

Web入力のみでは申請は完了しません。Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。

The application process is not completed by web input alone. After completing the web Input, please print out the application form, etc., and submit it along with the necessary documents listed in the application guidelines to the designated place by the deadline. If the application documents are not submitted by the deadline, the application will be invalid.



#### 手順

- 「申請書等出力」をクリックするとzipファイルがダウンロードされます。  
ダウンロードしたフォルダにPDFファイルが格納されていますので、すべてA4サイズで印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて提出してください。  
Click on "申請書類等出力" to download a zip file.  
Print out all the PDF files in A4 size and submit them together with the required documents listed in the application guidelines.

#### ②注意事項 notes

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

If you need to make corrections, please contact the Financial Support, Student Support and Community Outreach Office (shogaku@jim.kit.ac.jp) by e-mail

#### 4.提出先・問合せ窓口 Submission place of application・Inquiries about Applications

## 提出先・問合せ窓口 Submission place of application・Inquiries about Applications

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地 Matsugasaki, Sakyo-ku, Kyoto

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係 (3号館1階)

Financial Support, Student Support and Community Outreach Office

窓口：8:30～17:00（土日及び祝日を除く）（closed on Saturdays, Sundays, and holidays）

Tel : 075 (724) 7143/7150

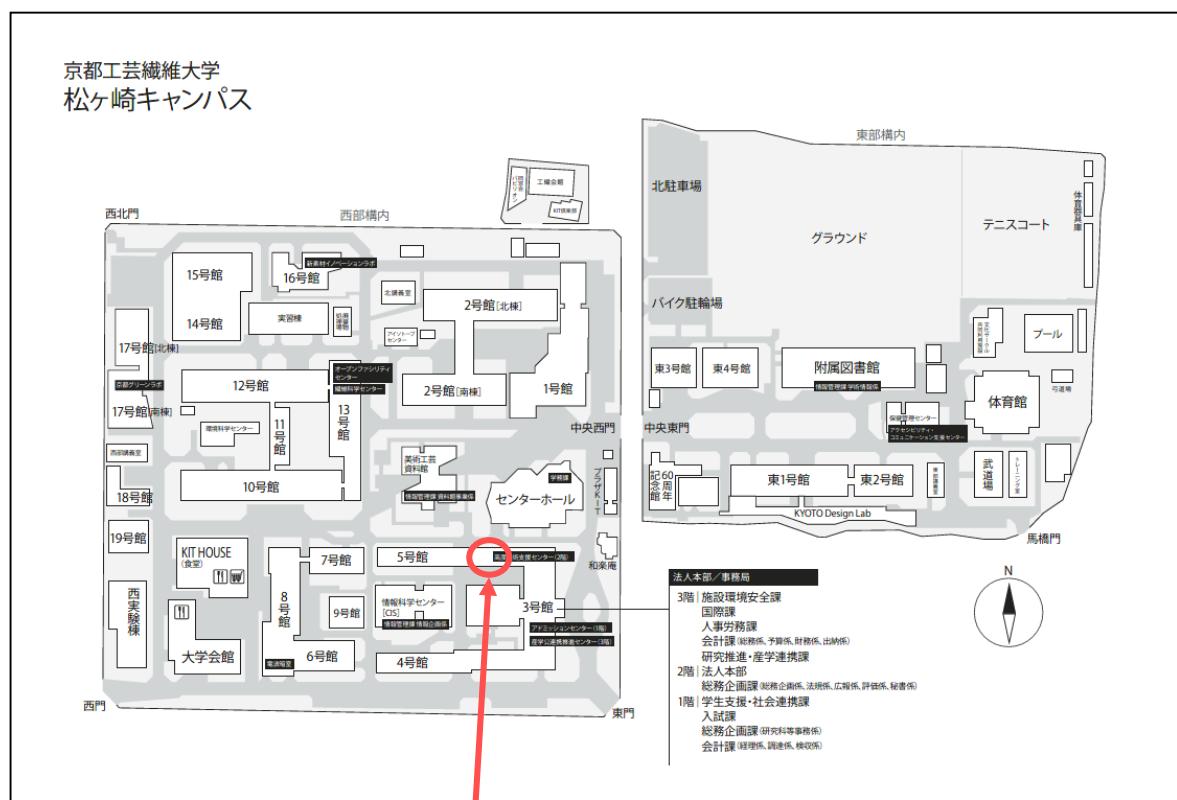
E-Mail : shogaku@jim.kit.ac.jp

授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。

上記からの連絡には応答するようにしてください。

We may contact tuition exemption applicants individually by phone or e-mail. Please respond in a timely manner to any contact from the office above.

## 所在図 Location map



学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

Financial Support, Student Support and Community Outreach Office